

土木行政叢書「河川砂防編」

大和田好邦

内務事務官弘津恭輔氏の著作に係る「河川、砂防編」は元來内務事務官伊藤大三氏が執筆する豫定の處岡氏は病魔の犯す所となつて弘津氏が代つて執筆したものである。土木局に勤務して日尙淺きにも拘らず克くも斯くまで書きおろしたものの、例へ幾多の参考書があるにもせよ、其の勉強の程も思ひやらるる。

先づ河川に付いて見るに總論として河川行政の指導原理を説き治水のみでなく、利水政策、河水統制を論じ第二節として河川法の對象第三節として河川の流域第四節として河川の附屬物を説き第二章は河川と私權との關係として其所有權の關係を説きて河川が公物であると斷じて私權たる所有權の目的となり得ない、と論じ第三章として河川の管理第四章として河川の使用を説きて占用料と使用料の同一なると斷じ尙發電水利水の點に關し法規の不備なるを論じ第五章として河川の費用第六章として河川の爲にする公

用負擔第七章として河川の公用廢止第八章として監督、強制及救濟を説明しておる。次に砂防に關しては第一章總論として砂防行政の進展より砂防計畫の樹立を説きて砂防法に及び第二章として土地の制限第三章として砂防設備第四章として砂防の費用及收入第五章として監督、強制及救濟を説明しておる。要するに河川法及砂防法を説明して餘す所なき良書である。若し夫れ水利權河水統制に關しては安田氏の水利權河水統制論に就いて見るの外なし。

執筆者が高度國防國家が叫ばれ、その爲に生産力擴充が要望され從來の監督行政的色彩の強い河川行政は此の線に沿つて大きな轉回をなす必要に迫られて居り又行政機構の改革と云ふ見地からも河川行政の一大飛躍を爲すべく要請されて居る雰囲気認識して此河川砂防編を執筆したことは大方讀者の大に賛意を表せざるを得ないものがある。